

「介護給付費算定に係る届出」の提出にあたっての留意事項

1 提出対象事業所、提出期限等

- ① 「訪問介護」は「**新たに加算を算定する（または加算区分を変更する）事業所**」のみ提出対象とし、現在の加算区分で引き続き算定する場合は届出不要とします。
- ② 令和3年4月から算定する場合は、令和3年4月1日(木)までに提出してください。
- ③ 提出書類は次のとおりとします。
 - (1) 「介護給付費算定届連絡表（令和3年度報酬改定時のみの様式です。）」
 - (2) 「介護報酬算定に係る体制等に関する届出書」・・・別紙2（訪問介護）
 - (3) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」・・・別紙1（訪問介護）
 - (4) 「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」・・・（総合事業用）
 - (5) 「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」・・・別紙1－4
 - (6) 「介護報酬算定に係る体制等に関する届出について」に記載する添付書類※（6）について、現在算定中の加算区分に変更がない場合は省略可能です。

届出の様式は、ホームページの下部にある関連リンクからダウンロードしてください。
- ④ 届出は、事業所ごととなりますので、同一法人で複数の事業所の指定を受けている場合においても、事業所ごとに提出してください。
- ⑤ 介護予防訪問介護相当サービスについても、あわせて届出が必要となりますが、3/15時点で内容が確定していないため、順次ホームページなどで周知させていただきます。内容をご確認のうえ（4）（5）の様式をご準備ください。

2 提出方法

窓口へ持参または郵送で提出してください。届出書が押印不要となったことから、メールも可とします。なお、提出後、補正等の指示があった場合は、早急に対応いただきますようお願いいたします。

3 今後のスケジュール

届出が受理された事業所については、4月下旬をメドに受理通知を送付しますので、送付された入力データの確認を必ず行い、データの内容に相違がある場合又は4月27日時点で、受理通知の送付が確認できない場合は、直ちに連絡いただきますようお願いいたします。届出のなかった事業所については、体制状況一覧表を送付しませんので、あしからずご了承ください。